

特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用契約書

令和3年4月版

_____（以下【利用者】といいます。）と社会福祉法人 琢心会（以下【事業者】といいます。）は利用者が特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑（以下【ホーム】といいます。）における居室および共用施設等を使用し、事業者から提供される短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて以下の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

1. 事業者は法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室および共用施設等ならびに介護福祉サービスを提供し、利用者は事業者に対し利用料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の有効期間は、_____年 月 日から利用者の要介護度認定の有効期間満了日までとし、利用者は第 11 条に定める契約の終了事由が無い限り本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。
 2. 本契約は利用者から契約解除の申し出が無い限り、契約期間満了日から自動的に更新されるものとします。また、介護保険制度の変更および要介護度認定の更新結果に伴う契約解除および料金変更に関して利用者は了承します。
 3. 利用者は本契約に際し、介護責任家族、あるいは利用者の指名する親族などを契約の代理人（身元保証人）とすることができます。
 4. 事業者は利用者の心神喪失に備えて、介護責任家族、あるいは利用者の指名する者を契約の代理人（身元保証人）とすることを要求できます。
- ※ 身元保証人は家族のない利用者に代わり契約の代行と契約履行の確認を行う者であり、ホームは利用者の支払い能力を超えた費用の弁済を身元保証人には求めません。なお、必要に応じて成年後見制度を利用いただくことがあります。

第3条（サービス提供の計画）

1. 利用者は契約期間中であれば、短期入所生活介護あるいは介護予防短期入所生活介護の利用あるいは変更を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室の確保ができないなどの正当な理由が無い限りこれを断らないものとします。
2. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅介護サービス計画に沿ってサービスの提供を行います。
3. 利用期間が4日以上に及ぶ場合、事業者は【短期入所生活介護計画（介護予防短期入

所生活介護計画)】を作成し、当該計画に従ってサービス提供をします。

第4条（サービスの提供場所および内容）

1. サービスの提供場所は、特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑内です。所在地および利用者が受けられるサービスの内容は【重要事項説明書】の通りとします。
2. 利用者は原則として利用開始日の午前8時30分以降に入所し、利用終了日の午後4時30分までに退所するものとします。ただし、事業者が認めた場合はこの限りではありません。
3. 事業者は利用者あるいはその代理人（身元保証人）の希望や、利用者の状況に応じて【重要事項説明書】に定める各種サービス内容を説明し、適切に提供します。
4. 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束や行動を制限する行為を行わないものとします。また、やむなく同行為を行わなければならない場合は、利用者あるいは代理人（身元保証人）の同意をあらかじめ得た上で、状況を記録するものとします。
5. 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業者は利用者または担当ケアマネジャーおよび介護責任家族、身元保証人と協議の上、可能な限りサービス内容を変更するものとします。

第5条（介護保険給付対象サービス）

1. 事業者は介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談などの精神的ケア、社会的生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を提供するものとします。

第6条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ①居住費に該当する水道光熱費部分
 - ②食事（朝食・昼食・夕食）
 - ③利用者が選定する特別な食事のサービス
 - ④重要事項説明書に定めるその他受益者負担金におけるサービス
2. 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

第7条（サービス提供の記録）

1. 事業者はサービス提供記録（介護記録）を作成し、サービスの終了後2年間保管します。また、利用者あるいは介護責任家族、身元保証人は事業者の営業時間内であれば、その事業所内において記録を閲覧することができます。

2. 利用者またはその代理人（身元保証人）は、当該利用に関するサービス提供記録の複写物の交付を求めることができます。ただし、複写物にかかる費用については利用者が支払うものとします。（コピー代1枚10円とします。）
3. 事業者は連絡ノート等に実施サービス概要を記入し、サービスの終了時に利用者あるいは介護責任家族、身元保証人の確認を受けることとします。

第8条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める料金を基に計算された月ごとの合計金額をサービス提供の終了後30日以内に指定された方法で支払います。
2. 事業者は、当月の料金の請求額に明細書を添付して、原則として締め後15日以内に交付します。
3. 事業者は利用者から料金の支払いを受けた後に領収証を発行致します。
4. 事業者は利用者の求めがあればサービス提供証明書を発行します。
5. 事業者は特別な理由がない限り領収書の再発行は行いません。
6. 利用者側の支払いの滞納が発生した際に、事業者は利用者に対してサービス利用料金支払いについての保証人を求めることができます。

第9条（料金の変更）

1. 事業者が料金の変更をする場合は、原則として利用者に対して文書で通知をすることとし、利用者あるいは代理人（身元保証人）は了承の証として変更承諾書に記名・押印します。
2. 原則として制度変更による基本単価変更や加算の増加などによる料金変更については、利用者は速やかに受け入れるものとします。
3. 利用者が料金の変更を承諾できない場合は、利用者は事業者に対して退去日を通知することにより契約を解除できるものとします。（ただし、退去の義務が発生しますのでご注意ください。また、この場合の料金は、2項に従って算出される金額を支払うものとします。）

第10条（キャンセル）

1. 体調の不良などの場合、利用者は事業者に対して、原則として前日16時までに事業者に対し利用中止の通知を行うものとします。
2. 利用者が事業者に対して、送迎出発前までに利用中止の通知をせずにサービス利用を中止した場合、利用者は事業者に対して【重要事項説明書】に定める金額をキャンセル料金として支払うものとします。
3. 予約後キャンセルが頻繁に行われるなど、運営に支障をもたらす状態が続いた場合は、

事業者は利用者に文書で警告を出すことがあります。

4. 利用期間途中で利用者がサービス利用を中止する場合は、退所日までの日数をもって利用期間とします。
5. 送迎の担当者（事業者）が利用者の体調が思わしくないと判断した場合は、サービス利用ができなくなることがあります。この場合、キャンセル料金は発生しません。
6. 利用期間途中で利用者の容体が急変し、あるいはそのおそれが強くサービス利用が不能であると事業者が判断した場合はサービス利用を中断します。この場合、利用期間は退所日までとしてキャンセル料金は発生しません。

※体調不良など、キャンセルに正当な理由が認められる場合はキャンセル料の負担は求めません。ただし、希望昼食など外部に支払うべき予約等があった場合については、実費部分をご負担頂くことがあります。

第11条（契約終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者にも口頭で通知することにより、いつでも契約を解除することができます。
2. 事業者は利用者に対して、1ヶ月の予告期間をもって正当な理由を書いた文書を送付することにより、本契約を解除することができます。
3. 事業者が施設の滅失などの諸事情（非常災害など）によってサービスの提供が不可能になった場合に限り、事業者は予告期間を置かず本契約を解除することができます。
4. 以下の理由に該当した場合は、本契約は自動的に終了するものとします。
 - ①利用者が死亡したとき。
 - ②利用者が事業者のサービス提供区域外に転居して、戻る予定のないとき。
 - ③利用者が特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）に入所したとき。
 - ④利用者が介護保険支払いを滞納し、介護保険の適用を受けられなくなった場合。
5. 以下の理由に該当した場合は、事業者側からの通告により本契約はただちに解除できるものとします。
 - ①利用者が事業者を支払うべきサービス料金を正当な理由無く、2ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず7日以内に支払いがなかったとき。
 - ②利用者あるいはその関係者が、事業者あるいは他の利用者に対して契約を継続し難い損害を与えたとき。
 - ③契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意に告げず、あるいは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
 - ④利用者が正当な理由無く、サービス利用の予約とキャンセルを繰り返したとき。
 - ⑤利用者が料金の変更を承諾せず、話し合いでも解決せずに1ヶ月が経過した場合。

6. 上記5の⑤により契約が解除された場合においても、法定介護報酬の自己負担部分ならびに従来の契約で定められていた料金設定部分について、利用者は支払いの義務を負います。

第12条（秘密保持）

1. 事業者、およびその従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する事項を第三者に漏洩してはならないものとします。なお、この守秘義務は本契約終了後も継続します。
2. 利用者の緊急的な入院時およびサービス担当者会議などにおいて、担当医師、担当ケアマネジャー、地域包括支援センターの担当者に対し、利用者やその家族の個人情報を提供することについて利用者、介護責任家族、身元保証人は承諾します。
3. 上記2項以外において利用者やその家族の個人情報を第三者に伝える場合は、予め事業者は利用者あるいは介護責任家族、身元保証人にその許諾を得るものとします。

第13条（賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害については賠償の責任を負います。ただし、利用者に故意あるいは過失が認められる場合には状況に応じて損害賠償責任を相殺し、減じることができるものとします。
2. 以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①利用者あるいはその家族が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意に告げず、あるいは不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ②利用者本人が、事業者もしくはサービスの従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合ならびに自己の意思において行動したことに起因して発生した事故、損害。
 - ③利用者の疾病、障害、老化現象により起因する事故、損害。
 - ④生活に必要でない持ち込み私物（金銭を含む）の破損、盗難、紛失等に関する損害。
 - ⑤衣類などの消耗品の損傷、劣化、汚損。
 - ⑥事業所側の不注意により発生した私物の損害においては、補償上限を20000円までとします。
3. 利用者が施設内器物あるいは他の利用者の私物に対し、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損をした場合には、自己の費用において現状に復するか、相当の代価を支払うものとします。
4. 本契約に関してやむを得ず訴訟に至る場合は、施設住所を管轄する裁判所を所轄裁判

所とします。

第14条（緊急時の対応）

1. 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するものとします。
 2. 上記の場合、事業者は利用者の救命を第一とし、関係医療機関に連絡、搬送するなどの措置を迅速に行います。また、家族はこの措置を行うことに同意します。
 3. 緊急時に備え、介護責任家族、身元保証人は緊急連絡先を明らかにし、連絡があった場合は直ちに指定場所（病院・施設）に駆けつけることとします。
 4. 緊急でない通常の受診については、原則として介護責任家族が対応することとします。
 5. 受け入れ後に利用者が発熱・嘔吐するなど、体調不良を訴えた場合、ならびに感染症罹患の疑いがあると事業者が判断した場合、介護責任家族は事業者の要請に従い、利用を中止して受診、自宅静養を行うこととします。
- ※ 上記にかかわらず、休日・夜間等のご家族もしくは代替職員が施設に到着するまで救急搬送が出来ない場合がありますがご容赦ください。

第15条（連携）

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。
2. この契約の内容が変更された場合、または契約が終了した場合は、事業者はその内容を速やかに介護支援専門員（地域包括支援センター）に伝えます。
3. 事業者側の理由から本契約を解除する場合には、速やかに介護支援専門員（地域包括支援センター）等にその理由を記した通知を送付します。

第16条（雑則）

1. 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
2. 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保健法やその他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議するものとします。

特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書
令和6年4月版

施設名

特別養護老人ホーム 辰巳萬緑苑（介護保険事業所番号 1272400274）
所在地 千葉県市原市神崎263番地1

サービス内容

【居室】

● 多床室（4名部屋：基本室料）
特別養護老人ホームの空床利用です。

● 多床室（3人部屋：基本室料）
ショート専用の居室です。

● 多床室（2人部屋：基本室料）
ショート専用の居室です。

● 個室（1人部屋：基本室料＋特別室料700円）
ショート専用個室です。2人部屋の広さがあり特別室料がかかります。

※居室については必ずしも希望する部屋の居室が利用できるとは限りません。
混雑時においては入替の都合上16：00以降の入室になる場合がございます。

【食事時間】

朝食 8：10～

昼食 12：00～

夕食 17：15～

介助が必要な方や嚥下状態の悪い方については30分以上早まる場合があります。

【送迎】

迎え 9：00～10：30頃 送り 16：00～17：00

サービス提供地域外の送迎については別途ご相談願います。送迎到着時間指定については事前に打ち合わせが必要になります。

また、交通事情や複数の方をお迎えするためご希望の定刻に到着できないこともあります。自宅以外への送迎は別途料金を頂くことがあります。

【入浴】

週2回を原則とさせていただきます。一般浴、ミストシャワー浴（半座位浴・臥床浴）から身体状況に応じてご入浴できます。ただし、お体の具合が思わしくない場合は全身清拭となる場合もございます。週2回の規定回数を超えたご利用をご希望される場合は別途利用料を頂くことがあります。

【介護】

介護サービス計画に従って下記の介護を行います。

口腔ケア、排泄、おむつ交換、入浴、食事介助、体位変換、就寝介助、整容他

【機能訓練】

施設内において、機能回復訓練を行っています。

【レクリエーション】

当施設では、年間を通して下記のようなクラブ活動等を行っております。

1. 習字クラブ
2. 音楽クラブ
3. 絵画クラブ

【行事】

当施設では、年間を通して下記のような行事を行っております。

1. 希望昼食
2. お楽しみ給食
3. お誕生会
4. 外食会・おやつ会

【健康管理】

看護師による手当の他、嘱託医師による健康相談がございます。

【療養食】

医師の食事箋に基づき療養食をご用意致します。

ただし、介護保険の自己負担が別途にかかります。

【理美容】

月に2回（第2・4火曜日）民間の理美容サービス（有料）が訪問しております。

【災害対策】

防災訓練 年3回 スプリンクラー、消火栓、消火器、火災報知器、非常通報装置などは完備しています。

防火責任者 星野 徳明

【薬の持参】

薬はあらかじめ服薬時間ごとにまとめて、袋にお名前と朝・昼・晩などの服薬時間を明記してください。

【利用申込】

担当ケアマネジャー様にご相談の上、お電話でお申し込みください。

通常予約は1ヶ月前から可能です。

電話 0436-75-2251

【留意事項】

面会時間 原則 9:00~16:30

※この時間以外になる場合は事前に連絡願います。

家族等との外出 事前に申請願います。

食品の持ち込み 指定場所以外の飲食・譲渡禁止（必ずお問い合わせください。）

※本人への手渡しは原則禁止とさせていただきます。

飲酒・喫煙 医師の判断による制限と指定場所、時間あり。

宗教活動等 他人に迷惑をかけることを条件とします。

ペット 不可

所持品の持ち込み 大きなもの・危険物（刃物類など）は原則お断りします。

なお、持ち込んだ品物の保証は施設では致しません。

I. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護基本料金表

令和6年4月1日～令和6年7月31日まで

① 施設介護サービス費

多床室・個室共通（令和6年4月1日～：1割負担の場合）

介護度	1日あたり 利用単位	介護度	1日あたり 利用単位
要支援1	451	介護度3	745
要支援2	561	介護度4	815
介護度1	603	介護度5	884
介護度2	672		

※この単位にその他の加算を加え、地域単価（10.55円）を乗じたものが、基本利用料になります。

② 居住費と食費（令和6年7月31日まで 単位：円）

所得階層	部屋のタイプ	1日あたり 居住費	1日あたり 食費	合 計
第4段階の方	多床室	855	1,805	2,660
	個室	1,171	1,805	2,976
第3段階②の方	多床室	370	1,300	1,670
	個室	820	1,300	2,120
第3段階①の方	多床室	370	1,000	1,370
	個室	820	1,000	1,820
第2段階の方	多床室	370	600	970
	個室	420	600	1,020
第1段階の方	多床室	0	300	300
	個室	320	300	620

※朝食343円 昼食602円（おやつ代込） 夕食500円。（合計1445円）

ただし、4段階の方は実質の調理コスト負担金として食事ごとに120円課金されています。

※利用には介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。提示をされないと第4段階の方の請求がされることになります。

※個室にはこの他に「個室利用料」として日額 700 円がかかります。

I. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護基本料金表

令和6年8月1日～

① 施設介護サービス費

多床室・個室共通（令和6年4月1日～：1割負担の場合）

介護度	1日あたり 利用単位	介護度	1日あたり 利用単位
要支援1	451	介護度3	745
要支援2	561	介護度4	815
介護度1	603	介護度5	884
介護度2	672		

※この単位にその他の加算を加え、地域単価（10.55円）を乗じたものが、基本利用料になります。

② 居住費と食費（令和6年8月1日～ 単位：円）

所得階層	部屋のタイプ	1日あたり 居住費	1日あたり 食費	合 計
第4段階の方	多床室	915	1,805	2,720
	個室	1,231	1,805	3,036
第3段階②の方	多床室	430	1,300	1,670
	個室	880	1,300	2,180
第3段階①の方	多床室	430	1,000	1,370
	個室	880	1,000	1,880
第2段階の方	多床室	430	600	970
	個室	480	600	1,080
第1段階の方	多床室	0	300	300
	個室	380	300	680

※朝食343円 昼食602円（おやつ代込） 夕食500円。（合計1445円）

ただし、4段階の方は実質の調理コスト負担金として食事ごとに120円課金されています。

※利用には介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。提示をされないと第4段階の方の請求がされることになります。

※個室にはこの他に「個室利用料」として日額 700 円がかかります。

Ⅱ. 加算の類

※施設が人員配置や厚生労働省へのデータ提供など一定の基準を満たしたり、利用者に対して特定のサービスを提供することによって請求できるものを加算と言います。

【条件により全利用者に適用される加算単位】

※機能訓練体制加算 12単位（1日あたり）
施設が機能訓練指導員を常勤配置したときに適用されます。

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位（1日あたり）
介護歴 10 年以上介護福祉士 35%以上 または 介護福祉士 80%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位（1日あたり）
介護福祉士 60%以上 ……（Ⅰ）と（Ⅱ）は重複しません。

※夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15単位（1日あたり）
朝夕に職員が基準より多く配置され、かつ吸引資格のある職員を配備している場合に適用されるものです。

※看護体制加算（Ⅳイ） 23単位（1日あたり）
看護職員を基準より多く配置し、かつ、要介護度 3 以上の利用者受け入れが 70%以上の場合に適用されるものです。

【利用状況などにより個人に対して適用される加算単位】

※緊急短期入所受入加算 90単位（1日あたり：最大 14 日まで）
計画にない方を、緊急的に受け入れた場合適用されます。

※医療連携強化加算 58単位（1日あたり）
主治医と連携体制をとり、重度の方（胃瘻・経管）を受入れたとき適用されます。

※療養食加算 8単位（一食あたり）
減塩食・脂肪制限食などの食事箋が出されている方に対して適用されます。

※送迎加算 片道 184単位（片道）
自宅までの送迎を原則とします。（自宅以外の送迎は有償になる場合があります。）

※看取り連携体制加算 64単位（1日あたり）
看取り期のご利用者にサービス提供を行い、サービス提供末日から30日以内に死亡が確認された場合、最長7日間まで加算が適用されます。

【定率により全利用者に加算される単位】 （注意）R6年6月1日～改訂

※※介護職員等処遇改善加算（I） 総単位数の14.0%
職員の待遇改善のために設けられた加算で、利用単位の総計に対して課せられます。

【その他の加算】
介護保険法上の制度に従って行います。

【厚生労働省の定める一単位の単価】
※地域区分単価（5級地：市原市）
地域間に存在する格差（地価・賃金など）を勘案し、サービスごとに1単位の単価を設定したものです。1割負担の方の場合、すべての消費単位合計に5.5%加えられた金額が介護保険自己負担額として請求されます。

計算方法）
総単位数×自己負担率（通常は10%）×地域区分単価（10.55）円

Ⅲ. その他の負担金の類（介護保険外費用）

※特別室料 700円（個室利用料金：1日あたり）
一人用個室（専用室）の使用料です。

※教養娯楽費・消耗品費 120円（1日あたり）
クラブなど行事参加費など。

※テレビ貸出 100円（1日あたり：電源使用料込）
テレビを貸し出し設置した場合。

※電源使用料（テレビ等持ち込みの方） 50円（1日あたり）
自己所有のテレビを設置した場合など。

※共用バスタオル補填費 2000円／年
1年以上連続滞在されている方で、4月に滞在している方のみ請求させていただきます。
入浴・就寝のときに使用する共用バスタオルを購入補填するための費用です。

※外出費用 500円×回数（外食・ショッピングなど）
職員を伴う外出行事等に参加した場合。（必要な通院送迎などは含みません。）

※外食・希望昼食 250円を超える部分は実費負担
施設の行事として外食に出かけたり、希望昼食で出前を注文することがあります。食費については原則実費を負担して頂きますが、1回あたり250円の補助をしています。
ただし、おやつ会に参加された場合のおやつ代は全額実費負担になります。

※※お楽しみ給食
デザートが付くなど月1回の少し贅沢な特別メニューの日です。
100円の自己負担金が発生します。

※滞在時間延長等
朝食以前、夕食後までの滞在も可能です。（詳細についてはご相談ください。）

※高カロリー栄養補助食品の提供

以下は令和6年4月1日現在の提供単価です。

アイス	40円
プリン・ゼリー	50円
ジュース	162円

※キャンセル料

前日までの連絡によるキャンセル 無料

車両到着後のキャンセル 500円

※健康上の理由などやむを得ない事情があると施設が判断した場合、キャンセル料は頂きません。

※事務管理費 150円（1ヶ月につき：引落手数料の一部負担）

利用料金引落手数料の一部を負担して頂きます。（ご利用開始月より発生）

【その他の加算】

介護保険法上の制度に従って行います。

IV. 特例事項

※特例事項の適用の可否については事業者側の判断とし、利用者は事業者の決定に従うものとします。

※要介護認定で自立と認定された場合・介護保険証の有効期限切れの場合

※介護認定を受けていない場合・介護認定の変更中の利用など

暫定介護保険証提示等による利用は可能ですが、その後に介護認定で自立と判断された場合は10割負担もしくは自費利用にさせて頂く場合もあります。

場合によっては思わぬ自己負担金が発生する場合がございますのでご注意ください。

・ご利用をお断りする場合がありますがご容赦ください。

※保険料を滞納して介護保険サービスの提供を制限されている場合
指定額を全額自己負担して頂いた後、サービス提供証明書を発行させていただきます。
差額は市町村の介護保険課の窓口にて払い戻しを受けることができます（償還払い）。

- 自費利用にさせて頂く場合もあります。
- ご利用をお断りする場合もありますがご容赦ください。

V. 支払い等

※原則として、指定口座より自動引き落としとなります。手続きが完了するまで2ヶ月ほどかかりますのでその間は銀行振り込みにてお支払い下さい。

振込先 千葉興行銀行 辰巳台支店 普通5702141 とくべつようごろうじん たつみばんりょくえん しせつちょう こいで 特別 養護 老人 ホーム 辰巳 萬 緑 苑 施設 長 小出 ひろまる 浩丸

※真に恐れ入りますが振込手数料につきましては、ご負担くださいますようお願い申し上げます。

VI. 相談・苦情窓口担当者

施設長	<u>小出 浩丸</u>	苦情解決責任者
介護支援専門員	<u>星野 徳明</u>	介護計画
生活相談員	<u>若菜 祐太</u>	生活全般
事務主任	<u>森平 友子</u>	利用料に関する問い合わせ
看護主任	<u>田中 弘子</u>	医療関係
介護主任	<u>中村 弥生</u>	介護関連
管理栄養士	<u>篠原なつほ</u>	食事関連

※お気軽にご相談下さい。受付時間 AM9：00～PM17：00

緊急時は時間を問いません。

連絡先 特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑 ☎0436-75-2251
FAX0436-75-2252

社会福祉法人琢心会苦情処理第三者委員会
岡本修・北脇義雄・菊池信子・村山愛佳

千葉県・市町村の苦情相談窓口

千葉県運営化適正委員会 ☎043-246-0294
" FAX043-254-0048

千葉県国民健康保険団体連合会 ☎043-254-7428
(介護保険課 苦情処理係) FAX043-254-0048

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 ☎043-221-3020

市原市高齢者支援課 ☎0436-23-9873

第三者評価 未実施

Ⅶ. 健康上の理由による中止

1. お迎え時に発熱などにより職員がサービス提供を無理と判断した場合、利用を中止します。キャンセル料は戴きません。
2. 到着後の健康チェックなどの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更や中止をすることがあります。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更や中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医師あるいは医療機関に連絡をとる等必要な処置を講じます。

Ⅷ. 個人情報の取り扱いについての説明

1. 使用する情報と目的

- (1) 介護施設あるいは医療機関への情報提供のため。
- (2) サービス担当者会議等における情報提供・研究のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス利用事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) 研究発表のための匿名化の上でデータ利用。
- (5) 施設内における氏名、写真、誕生日等の掲示。
- (6) 広報誌・HP における匿名写真の掲載。

2. 使用期間

上記(1)～(3)項については利用期間を原則とします。

上記(4)～(5)項については施設と言う性格上、お亡くなりになった後等に広報誌や HP に匿名の写真等が継続使用されることがございますが、諸事情ご賢察の上でご了解ください。(使用中止の申し入れがあった場合は、ただちに対応させていただきます。)

3. 使用にあたっての留意点

- (1) 個人情報の外部提供は、原則としてサービス提供に関わる目的のみに限ります。
- (2) サービス提供期間が終了した後においても個人情報の守秘義務は遵守します。
- (3) 広報誌等に写真を大きく掲載する場合は、改めてご家族およびご本人の了解をとります。※匿名の集合写真等の使用についてはご容赦ください。

IX. 事故・賠償についての説明

【事故・病気は必ず起こるものです！】

骨粗鬆症の高齢者の骨はときにはウェハースほどの強度しかないことをご存知でしょうか。そのような方は、おむつ交換のために開脚や、ときには体位変換の寝返りをしただけでも骨折してしまうこともあるのです。

ましてや認知症などによる不適切な行動や加齢による疾病の発症、外部から持ち込まれた感染症など、施設の中はリスクがたくさんあります。

辰巳萬緑苑においては年間数百件に及ぶひやりはっと報告が上がり、そのうち4～10件程度が重大事故報告になっています。また、感染症対策も年に数度は行っています。つまり、施設において事故・感染症は必ず起きるものだとお考えください。

【管理の限界について】

施設は安全確保(対策)の注意義務を負うと言われますが、たとえ、ご家族が強く希望されたとしてもマンツーマンの専属介護を常に行える訳ではありません。

したがって私たちの管理下においても、完璧と言うことはないと断言できます。

もし、そこまで求められたら、私たちは介護の仕事ができなくなってしまいますし、施設生活もとても制約的になってしまいます。それらをご理解の上、本サービスをご利用ください。

【賠償金について】

施設利用中における事故の損害賠償金について、施設が任意で加入している賠償責任保険ならびに傷害保険(損保ジャパン：施設の損害賠償)の賠償範囲で支払われます。

(上限額 個人：2億円 1事故：10億円) ※すべてが賠償対象になるとは限りません。

【賠償に関する対応と資料の公開】

賠償に当たって、施設は真実と誠意をもって保険会社に交渉します。また、必要に応じて、事故に関する資料をご利用者に公開します。

【入院中の介護などの負担】

入院あるいは療養中の直接介護が必要になった場合においても、私たちは他の医療施設等において直接的な労務提供はできません。また、賠償が予想される場合であっても期間中の費用の支払いはご家族に立て替えて頂く形になる場合が多いと思います。

【入院期間中の援助】

事故によってご利用者が入院（あるいは通院）になった場合、施設は期間中の洗濯、買い物代行、事務手続き、本人送迎などの援助を可能な限り行います。

ただし、それに係る費用については、契約書に定められた通りお支払い頂くことになるかもしれませんがご容赦ください。

※上記援助は辰巳病院・労災病院など近隣に限られますがご容赦ください。

【退院後の援助】

退院後の療養のための施設サービスの利用には、施設は優先利用権をご利用者に与えます。ただし、利用時に発生する費用については法令と契約に基づきご利用者側の負担とします。

【発生を完全に防ぐことの難しい事故例：免責事例】

- 認知症や自らの不適切判断、自立行動による事故。とくに転倒、転落による骨折。
- 嘔吐による窒息、食事時の誤嚥、窒息。
- コロナ・インフルエンザなど外部から持ち込まれた感染疾患による健康被害。
- 自ら関与した喧嘩による受傷。
- 老化や病気による機能低下、機能障害、後遺症。骨粗鬆症の進行による自然発生的骨折。
- 持ち込み物品の紛失・破損への補償。

X. 急変時の対応についての説明と確認

1. 急変時は、原則としてご家族に連絡をして医療機関に救急搬送します。

ただし、ご家族等と連絡が取れない場合において、延命などの緊急判断を医療機関から求められる場合がございます。それに備えて意思表示をお願いします。

() 無理な延命措置は望みません。

() 意識回復の見込みがなくても延命を第一に考えます。

※延命を希望しても受入医療機関が対応出来ない場合があります。

変更はいつでも受け付けますが、万一のことが生じた場合、本書を参考にさせていただきます。

2. 夜間の救急車要請になる場合、ご家族等（もしくは交代の職員）が施設に到着するまで救急車を呼べない場合がございます。（救急車に同乗を求められるため。）

そのため、緊急時はご家族が施設に駆けつけることとなりますがご了解ください。

3. 利用者の体調に急変があった場合の連絡先

優先順

電話① _____ 氏名 _____ 関係等 _____

電話② _____ 氏名 _____ 関係等 _____

電話③ _____ 氏名 _____ 関係等 _____

4. 主治医についての情報

病院・診療所名 _____

課・主治医名など _____

電話番号 _____

持病・既往歴など _____

薬・その他 _____

7. 備考・注意事項など（自由記述）

※ここに記していないことについては、本人、家族、施設と協議の上定めます。

以上については重要事項説明書に記名捺印することをもって、同意したものとします。

契約内容について説明を受けた日

年 月 日

施設名称 特別養護老人ホーム 辰巳萬緑苑

施設長 小出 浩丸 印

説明をした職員

印

重要事項説明書の説明を受け、その内容に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

利用者との関係

改訂履歴

- 平成 12 年 4 月 1 日 施行
- 平成 14 年 1 月 1 日 食費の改訂（食費額 760 円→780 円への変更）
- 平成 14 年 6 月 1 日 職員配置数など変更
- 平成 15 年 4 月 1 日 介護保険改訂に伴う料金改定
- 平成 15 年 6 月 1 日 機能回復訓練加算追加
- 平成 15 年 10 月 1 日 食事時間等の変更
- 平成 16 年 2 月 5 日 契約書・語句および表現の修正
- 平成 16 年 4 月 1 日 契約書・語句修正（医師、介護支援専門員への情報公開）
キャンセル料規定の変更
- 平成 17 年 10 月 1 日 契約書語句の修正（医療に関すること）
介護保険改訂に伴う料金改定など
- 平成 18 年 4 月 1 日 介護保険改訂に伴う料金改定
介護予防短期入所生活介護の追加
- 平成 19 年 11 月 1 日 料金に関する条項を再整備
- 平成 21 年 1 月 1 日 損害賠償条項について加筆
- 平成 21 年 4 月 1 日 介護報酬見直しにあわせ、細部の語句を修正
- 平成 24 年 4 月 1 日 契約書語句の修正（代理人・保証人などの語句の統一等）
介護保険改訂に伴う料金改定 介護職員処遇改善加算追加
地域加算追加など重要事項説明書変更など
- 平成 24 年 12 月 10 日 説明者の記名欄の追加
- 平成 25 年 4 月 1 日 薬の持参に関する件などを加筆
- 平成 26 年 4 月 1 日 介護保険改訂に伴う料金改定
改訂履歴を契約書から分割
- 平成 26 年 10 月 1 日 理事長変更にともなう修正
- 平成 27 年 4 月 1 日 介護保険改訂に伴う料金改定
- 平成 27 年 8 月 1 日 相談・苦情窓口担当者変更
- 平成 29 年 1 月 13 日 県・市の苦情相談窓口を追加
事故に関する説明・個人情報取り扱いに関する説明を統合
- 平成 30 年 4 月 1 日 介護保険改訂に伴う料金改定
履歴を統合（本文・重要事項説明書）レイアウト修正
補助食品について、急変時についての対応を加筆
- 令和元年 10 月 1 日 制度改定に伴う修正
- 令和 2 年 1 月 1 日 第三者評価についての項目を追加
- 令和 4 年 2 月 1 日 相談・苦情窓口担当者変更

令和4年10月1日
令和5年8月1日
令和6年4月1日

介護職員等ベースアップ等支援加算を追加
感染症に関する上乗せ請求措置の削除
重要事項説明書・介護保険改